

<静岡県教育委員会の通報窓口>

● 通報窓口及び利用できる者

教育委員会では、教職員による不正行為等の未然防止及び早期発見を図るため、次の①から③までの通報窓口を設置しています。

① 静岡県教職員不祥事根絶窓口

⇒ 教育部及び県立学校に勤務する教職員（臨時及び非常勤職員を含む）ができます。

② みんなのヘルプ相談窓口

⇒ 県立学校及び市（指定都市を除く）町立学校に在籍する児童生徒が利用ができます。

③ 教職員倫理 1 1 0 番

⇒ 上記①②以外の者が利用できます（児童生徒の保護者等）。

● 通報の対象者

教育部及び県立学校に勤務する教職員並びに市（指定都市を除く）町立学校に勤務する県費負担教職員（いずれも臨時及び非常勤職員を含む）

● 通報の対象

- ・職務の内外を問わず法令に違反すると考えられる行為
- ・職務上の義務に違反すると考えられる行為
- ・その他公正な職務の執行を損うおそれのある行為



● 通報の窓口（教育総務課監察班）

E-mail : kyoiku-tuho@pref.shizuoka.lg.jp

電話・FAX : 054-221-2842（兼用）

文書郵送先：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県教育委員会教育 総務課監察班宛

● その他

匿名による通報も可能です。なお、匿名による通報の場合、通報者に対する調査結果等の回答は行いません。